

## 重点項目シート

### 米子市第二学校給食センター(仮称)

重点項目	評価項目	評価方法	評価内容欄	評価点欄	採点欄		
県産材利用の推進	主要構造部	主要構造部の県産材使用率(%) = 県産材使用量(m <sup>3</sup> ) / 木材使用量(m <sup>3</sup> ) × 100	主要構造部の県産材使用率は50%以上である。	5	評価対象外		
			主要構造部の県産材使用率は1%から50%未満である。	3			
			上記のいずれにも該当しない。	0			
			法令上、主要構造部を木造とすることができない。	評価対象外			
	床材	床材の県産材使用率(%) = 県産材使用面積(m <sup>2</sup> ) / 木材使用可能面積(m <sup>2</sup> ) × 100	居室床材の県産材使用率は50%以上である。	5	0		
			居室床材の県産材使用率は1%から50%以上である。	3			
			上記のいずれにも該当しない。	0			
	腰壁	腰壁の県産材使用率(%) = 県産材使用面積(m <sup>2</sup> ) / 木材使用可能面積(m <sup>2</sup> ) × 100	腰壁面積の県産材使用率は50%以上である	5	3		
			腰壁面積の県産材使用率は1%から50%未満である	3			
			上記のいずれにも該当しない	0			
			法令上、居室の腰壁に木材が使用できない。	評価対象外			
	外装材	外装材の県産材使用率(%) = 県産材使用可能面積(m <sup>2</sup> ) / 木材使用可能面積(m <sup>2</sup> ) × 100	外装材の県産材使用率は50%以上である	5	評価対象外		
			外装材の県産材使用率は1%から50%未満である	3			
			上記のいずれにも該当しない	0			
			法令上、外装材に木材が使用できない。	評価対象外			
	総使用量	主要構造部・床材・腰壁・外装材における県産材の総使用量	県産材を、30m <sup>3</sup> 以上使用している	5	1		
			県産材を、15m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> 未満使用している	3			
			県産材を、1m <sup>3</sup> から15m <sup>3</sup> 未満使用している	1			
			上記のいずれにも該当しない	0			
			県産材利用の推進の評価点 計	15	4		
鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品のうち使用している品目の数	「建築資材等」の品目を3種類以上使用し、かつ、他の品目と合わせて5種類以上使用している	25	5		
			「建築資材等」の品目を2種類以上使用し、かつ、他の品目と合わせて3種類以上使用している	15			
			「建築資材等」の品目を1種類以上使用し、かつ、他の品目と合わせて2種類以上使用している	5			
			上記のいずれにも該当しない	0			
			鳥取県認定グリーン商品利用の推進の評価点 計	25	5		
自然エネルギー変換利用の推進	自然エネルギー変換利用の推進	自然エネルギー変換利用への取組みのうち、採用している取組みの数	評価する取組みのうち、2つ以上の手法が建物の過半に採用されている	25	5		
			評価する取組みのうち、いずれかの手法が建物の過半に採用されている	15			
			評価する取組みのうち、いずれかの手法が部分的にでも採用されている	5			
			評価する取組を採用していない。	0			
			自然エネルギー変換利用の推進の評価点 計	25	5		
敷地内緑化推進	敷地内緑化推進	敷地内における緑化、生物環境の保全等への取組みのうち、採用して入る取組みの区分に応じて与える評価点の合計	生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取組が行われている。(評価ポイント13以上)	25	0		
			生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取組が行われている。(評価ポイント10~12)	20			
			生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取組が行われている。(評価ポイント7~9)	15			
			生物環境の保全と創出に関して配慮されているが、取組が十分とはいえない。(評価ポイント4~6)	10			
			生物環境の保全と創出に関して配慮に欠け、取組が不十分である。(評価ポイント0~3)	0			
敷地内緑化の推進の評価点 計			25	0			
総合評価点 合計				14			
最高評価点 合計				90			